

スポーツ祭東京2013

第68回国民体育大会

第13回全国障害者スポーツ大会



あきる野市で
「自転車
ロードレース」
「ソフトボール」
「馬術(予定)」を開催

2013年(平成25年)、
東京都では54年ぶりとなる
第68回国民体育大会と、今
回初めてとなる第13回全国
障害者スポーツ大会が開催
されます。あきる野市で
は、「自転車(ロードレー
ス)」と「ソフトボール
(少年女子)」の2競技の
開催をすでに決定していま
すが、新たに馬術競技が開
催される見込みとなりました。
今後、市では、国体の
成功に向けた準備を進め、
全国から訪れる選手団や心
援団などを市全体で迎えら
れる機運を高めていきます。

第68回国民体育大会：平
成25年9月28日(土)～10月
14日(日)

8日(火)～11日(金)
第13回全国障害者スポ
ーツ大会：平成25年10月12
日(土)～14日(月)(3日間)
スローガン「東京に
多摩に 島々に 羽ばた
けアスリート」
マスコットキャラクター
「ゆり」と

市内開催競技と
会場など

自転車(ロードレース)



競技会会期：平成25年9
月29日(日)
競技会場施設：特設ロー
ドレースコース(八王子
市、あきる野市、檜原
村、奥多摩町)
ソフトボール(少年女子)
競技会会期：平成25年9
月29日(日)

馬術(全種別)



月29日(日)～10月1日(火)
競技会場施設：あきる野
市民球場、市民運動広場

問合せ 東京多摩国体 ス
ポーツ祭東京2013 あ
きる野市実行委員会事務局
(国体準備室) 559・1
163

高齢者の見守り事業 乳酸菌飲料を自宅にお届け



安心して在宅生活を
送るために

市では、高齢者の方に乳
酸菌飲料を週1回1本、直
接手渡しでお届けし、安否

確認しながら見守りする事
業を新たに始めます。す
でに、今年2月から新聞配
達、郵便配達、家庭用ごみ
収集時の見守り事業を始め
ましたが、高齢者の方々が
住み慣れた地域で安心して
在宅生活を送れるよう、さ
らに見守りの取り組みを推
進します。日常生活を送る
上で不安を感じている方や
見守りを希望する方は、申
し込みをしてください。
対象 65歳以上の一人暮らし

窓口負担が1割の70歳か
ら74歳までの方は、4月か
ら2割負担に見直される予

高齢受給者証の
窓口負担が
1割に据え置き
(平成24年3月まで)

ら高齢者
内容 市と契約した業者
が、乳酸菌飲料を週1回
1本、無料で直接お届け
し、手渡します。
申込み方法 所定の申請
書で申し込みください。
申込み・問合せ 高齢者
支援課高齢者支援係(直
通558・1953)

あきる野市 教育基本計画(案)に対する 意見を募集します

教育委員会では、教育基
本法で定めている教育振興
基本計画として、「あきる
野市教育基本計画」を策定
します。

これは、教育基本法の理
念を生かして実効性のある
ものにしていくため、国や
東京都の教育振興基本計画
を参考にしながら、地域の
実情に応じた教育の振興の
ための施策に関する基本的
な計画として定めるもので
す。

20歳前の傷病により 障がいが残ったときは 障害基礎年金が 請求できます

20歳になる前に、病気や
けがで医師の診察を受けた
日(初診日)があり、その
病気やけがが原因で、20歳
になったときに一定程度の
障がいの状態に該当する場
合、請求することで障害基
礎年金が受けられます。

20歳になったときに一定
程度の障がいの状態に満
たなくても、その後重く
なり、65歳になる前日ま
でに一定程度の障がいの
状態に該当する場合、請
求することで障害基礎年
金を受けられます。
本人の前年の所得額によ
っては支給が制限される
場合があります。
年金額(平成22年度)
1級：99万100円

教育にかかわる分野を担う
ものとして、後期基本計画
に合わせ平成25年度までの
3か年としました。

この計画(案)について、
多くの皆さんの意見を参
考として計画に反映させる
ため、ご意見を募集します。

「特別支援教育の推進」や
「いじめ不登校ゼロへの挑
戦」、「学校安全安心対策の
強化」など12の重点施策を
含む34の基本施策を掲げ、
各施策を推進する150の
具体的な取り組みを定めて
計画(案)としました。計
画期間は、市の総合計画の

2級：79万2100円
問合せ 青梅年金事務所
(0428・30・34
10)、保険年金課年金
係

下水道接続などで、浄化
槽の使用を廃止した場合
は、30日以内に届け出を
お願いします。
問合せ 東京都多摩環境
事務所廃棄物対策課(5
28・2692)、環
境課環境・緑化係

浄化槽は、適正に維持管
理をしないと排水を処理す
る機能が低下し、悪臭の発
生や水質の悪化の原因にな
ります。浄化槽を使用する
方の行うべき3つの義務が
法律で定められていますの
で、適正な維持管理をお願
いします。

保守点検：都に登録した
専門業者が定期的に実施
する点検作業
清掃：市町村の許可を受
けた業者が実施する浄化
槽の清掃作業
法定検査：知事が指定し
た機関が実施する、と
の状況などを客観的に
判断する検査

で、A4用紙などに意
見と住所、氏名、電話番
号を記入し、送付して
ください(直接提出、FAX、
電子メールでも受け
付けます)。
電話でのご意見は、受付
しません。
個別には回答しません。
その他：提出されたご意
見は、概要などを公表し
ます。

提出・問合せ 教育総務課
教育総務係(〒1997 0
814 二宮350、5
58・2406、FAX558
1560、☐kohoo1
@city.akiruno.tokyo.
jp)

推進のため、指定制度を設
けています。保存や公開す
ることがふさわしい緑地
(樹林地・樹木・屋敷林・
生け垣)がありましたらお
寄せください。指定は市長
が必要と認め、所有者など
の同意後、緑地保全審議会
に意見を求め決定します。
指定されると、保存費用の
一部を予算の範囲内で補助
することができます。

平成23年度の土地・
家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧と
固定資産課税台帳の
縦覧
固定資産税は、1月1日
現在、市内に土地、家屋、
事業用の償却資産を所有し
ている方に課税されます。
期間 4月1日(金)～5月
31日(火)(土曜・日曜日、
祝日を除く)